

Global Mobility Services bulletin

October 2025

インドネシアにおける自動的情報交換（AEOI）の拡大 および新規定施行による国際的な税務透明性の強化

租税総局（DGT）は、租税総局告示2025年第1号（Announcement No.PENG-1/PJ.2025）において、自動的情報交換（AEOI）における参加国・地域の一覧を公表した。それによると、現在115の国と地域が、OECD（経済協力開発機構）の共通報告基準（CRS）のもとで、AEOIに積極的に参加している。

租税総局は、国際的な税務面での協力を一層強化するため、**租税総局長令2025年第10号（PER-10/PJ/2025）**を2025年5月22日に施行した。この規定は、国際協定に基づく情報交換の実施を定めるものであり、国境を超えた税務コンプライアンスの向上と脱税防止に向けた重要な一歩となる。

当該規定は、これまでの4つの規定を統合・廃止し、あらゆる種類の税務情報交換を包括的に規定する統一的な法的枠組みを確立している。

これらの動きは、税務透明性に関する国際基準との整合を図り、国際税務コミュニティにおけるインドネシアの存在感を高めようとする姿勢の現れである。

PER-10により、DGTには以下の情報へのアクセスが認められている。

- a. 納税者の申告情報
- b. 政府機関・公的機関・業界団体・その他の民間事業者等から提供される情報
- c. 金融サービス機関およびその他の金融関連機関から提供される、納税者の金融情報を含む情報
- d. 法令に基づき取得が認められるその他の情報

今回の改正の新たなポイントは？

インドネシアの相互的税務情報交換は、国際的に認められた下記の3つの方式に従って行われる。

1. 自動的情報交換（AEOI）

自動的情報交換（AEOI）とは、各国の税務当局間で、体系的かつ定期的・継続的に税務関連情報を送受信する仕組みのことである。この情報交換は、協定相手国の権限を有する担当官を通じて実施される。

a. 源泉徴収に関する情報

- インドネシアにおいて源泉徴収された所得税のうち、協定相手国の居住者に支払われた所得に係るもの
- インドネシアの納税者が協定相手国において得た所得およびその源泉徴収税額に関する情報

b. その他の税務関連情報

- DGTのシステムに記録された税務関連データ
- 協定相手国の税務当局から提供されたデータ

2. 要請に基づく情報交換（EOIR）

この仕組みは、協定相手国からの正式な要請に基づき、DGTが必要な情報を交換する形態である。交換対象となる情報は以下のとおりである。

- 身元や所有関係に関する情報（マネーロンダリング防止・テロ資金供与防止法に定義される実質的支配者に関する情報を含む）
- 会計帳簿
- 銀行取引データ
- 税務申告・納税に関する記録
- その他の関連する財務情報

要請された情報がDGTのシステムに存在しない場合、金融機関・納税者・その他の関係者への直接照会や税務調査を通じて情報が入手される。

3. 自発的情報交換（SEOI）

自発的情報交換（SEOI）は、必要に応じてDGTの判断で開始される情報交換の仕組みである。この方法では、協定相手国の税務当局に対して税務関連情報を自主的に交換することができる。通常はその情報が相手国に関連すると判断される場合に行われる。SEOIは状況に応じて柔軟に実施される個別の情報交換であり、交換対象となる情報は以下のとおりである。

- インドネシアの納税者と協定相手国の納税者との取引または活動に関する情報
- 双方の国における国内税制やその運用状況に関する最新情報
- 双方の国における税務調査や徴収などの税務行政に役立つその他の関連情報

運営面の強化

PER-10では、国際的な情報交換の円滑化と制度運営の強化を目的として、以下の行政協力の仕組みを導入している。

- **税務当局間の会合：**国際協定に基づく情報交換の運用を調整するため、対面またはオンラインで開催される。
- **国外税務調査への参加：**DGT職員が協定相手国で行われる税務調査に参加できるほか、相手国の税務職員がインドネシアでの調査に参加することもできる。
- **同時税務調査：**インドネシアおよび協定相手国の税務当局が、関連する納税者を対象に同時に調査を実施する仕組みである。

すべての情報交換は、暗号化された安全な通信手段または認証済みチャネルを通じて行われ、DGTの統合システムを利用することが求められている。

今回の改正が重要となるのはなぜか？

国外取引を行う納税者への影響

PER-10/PJ/2025の施行は、共通報告基準

（CRS）の枠組みとあわせて、国境を超えた取引に関与する法人および個人に対する監視と情報透明性の強化を意味している。主な影響は以下のとおりである。

- インドネシアと国外の税務申告内容の整合性が求められるようになる
- 税務調査に備えた文書や説明の強化が重要となる
- 国際協定に基づく報告義務が拡大する

現時点で、インドネシアには信託の取扱いを明確に定めた規定は、税務特赦法(Tax Amnesty Law)に基づくものしか存在しない。このため、今後、取扱いが注目される論点の一つとして、ファミリートラストにおいて、これまで「委託者/受託者の子孫」などの包括的表現で記載されていた受益者を全員具体的に特定し、信託契約の内容や資産をDGTに開示する必要があるかどうかが挙げられる。当規定により、受益者をより明確に記載することが求められる方向に進む可能性があり、信託や財団に対して、より厳格な監視や報告義務が課される懸念が生じている。

これらの動向を踏まえ、納税者は取引銀行や金融機関に自身の資産構造や取引スキームが新たな報告義務によりどのような影響を受けるかを理解し、法令を遵守することが重要である。新制度の下では、最新情報の把握と正確な記録の維持が不可欠となる。

AEOIは回避することはできない。今後、DGTはAEOIを通じて取得したデータとコアタックスシステム（CTAS）上の申告情報を照合し、不明点についての納税者への問い合わせが増えることが見込まれる。

参照:

1. 租税総局（DGT）告示2025年第1号（No. PENG-1/PJ/2025）2025年度自動的情報交換（AEOI）参加国および報告対象国の一覧
2. 租税総局長令2025年第10号（PER 10/PJ/2025）国際協定に基づく情報交換の実施規定

お問合せ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

34th Floor Jakarta Mori Tower
40-41, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

Sutedjo

Head of Tax

Sutedjo@kpmg.co.id

ジャパンデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

橋本 洋一

Yoichi.Hashimoto@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2025 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.